

令和4年11月14日

会員各位

公益社団法人神奈川県産業資源循環協会
安全衛生協議会議長 金田 勝俊

車両の事故防止に向けた取組の更なる徹底について

日ごろ、当協議会の事業活動に参加・協力いただきありがとうございます。

令和4年10月31日、北九州市においてごみ収集車が自走し、歩行者を死亡させるという重大な事故が発生しました。これを受け、別添1のとおり、横浜市産業廃棄物対策課長から安全作業・安全運転への取組の徹底について依頼がありました。

会員各位におかれては、日ごろから労災防止に向けて取り組んでいただいているところですが、別添2などをご参照いただき、車両事故防止に向けて更なる取組を徹底していただきますようお願いいたします。

なお、昨年配布した当協議会発行「初歩の労災防止マニュアル [第3版]」では、様々な事故に係る防止策を分かりやすくご紹介していますので、是非、日ごろの業務においてご活用くださるようお願いいたします。

問い合わせ先

事務局 横山

電話 045-681-2989 FAX 045-641-8114

別添 1

資産第 1800 号
令和4年11月7日

公益社団法人神奈川県産業資源循環協会
会長 藤枝 慎治様

横浜市資源循環局事業系対策部
産業廃棄物対策課長 大島 貴至

北九州市のごみ収集自走事故について（依頼）

晩秋の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、横浜市の環境行政に御協力いただきありがとうございます。

既に報道されているとおり、令和4年10月31日、北九州市においてごみ収集車が自走事故を起こし、歩道を歩いていた高齢女性をはね、その後女性が死亡するという重大な事故が発生しました。

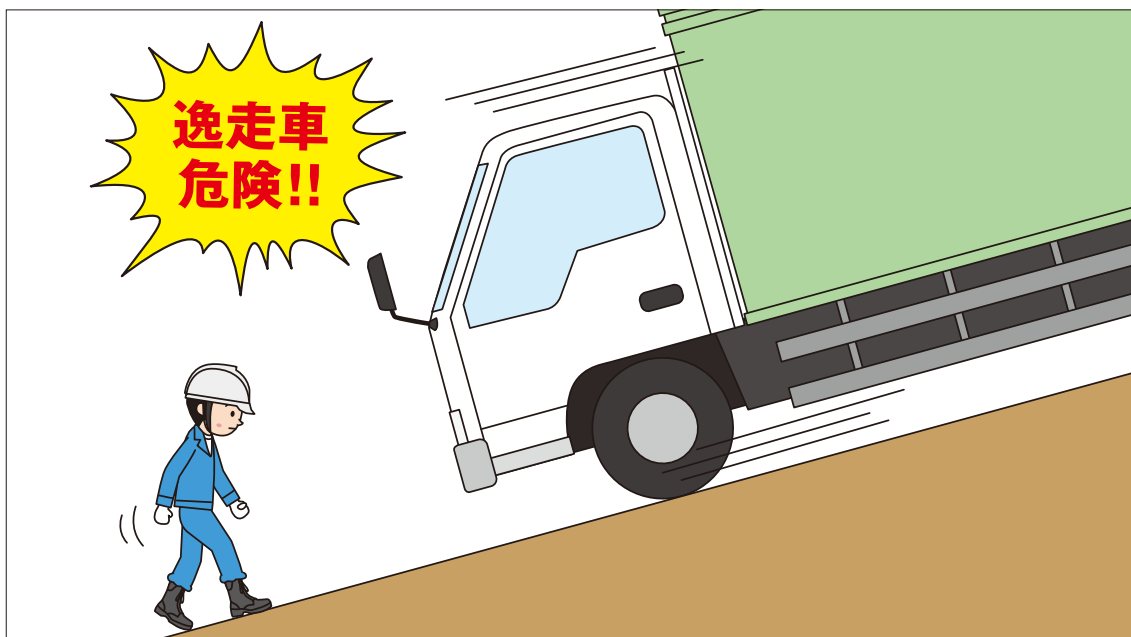
貴協会の皆様におかれましては、日頃から安全作業・安全運転への取組に御尽力されていることと存じますが、運行前の車両点検の実施、サイドブレーキの効きの確認、作業時の輪止め使用等を従業員に対して、今一度周知徹底して、実施していただきますようお願い致します。

資源循環局産業廃棄物対策課管理係長 大城

TEL：045-671-2511

FAX：045-651-6805

車両の逸走事故



車両の逸走は、毎年のように、新聞記事になるような事故や災害が発生しています。車輪止めをすればほとんどが防止できるものです。車両系機械の逸走防止は規則で定められています。

▶35ページ参照

関係法令（労働安全衛生規則）抜粋

（運転位置から離れる場合の措置）

第151条の11

事業者は、車両系荷役運搬機械等の運転者が運転位置から離れるときは、当該運転者に次の措置を講じさせなければならない。

- (1) フォーク、ショベル等の荷役装置を最低降下位置に置くこと。
- (2) 原動機を止め、かつ、停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の車両系荷役運搬機械等の逸走を防止する措置を講ずること。

2 前項の運転者は、車両系荷役運搬機械等の運転位置から離れるときは、同項各号に掲げる措置を講じなければならない。

（運転位置から離れる場合の措置）

第160条

事業者は、車両系建設機械の運転者が運転位置から離れるときは、当該運転者に次の措置を講じさせなければならない。

- (1) バケット、ジッパー等の作業装置を地上に下ろすこと。〈以下、略〉

災害防止対策の事例⑬

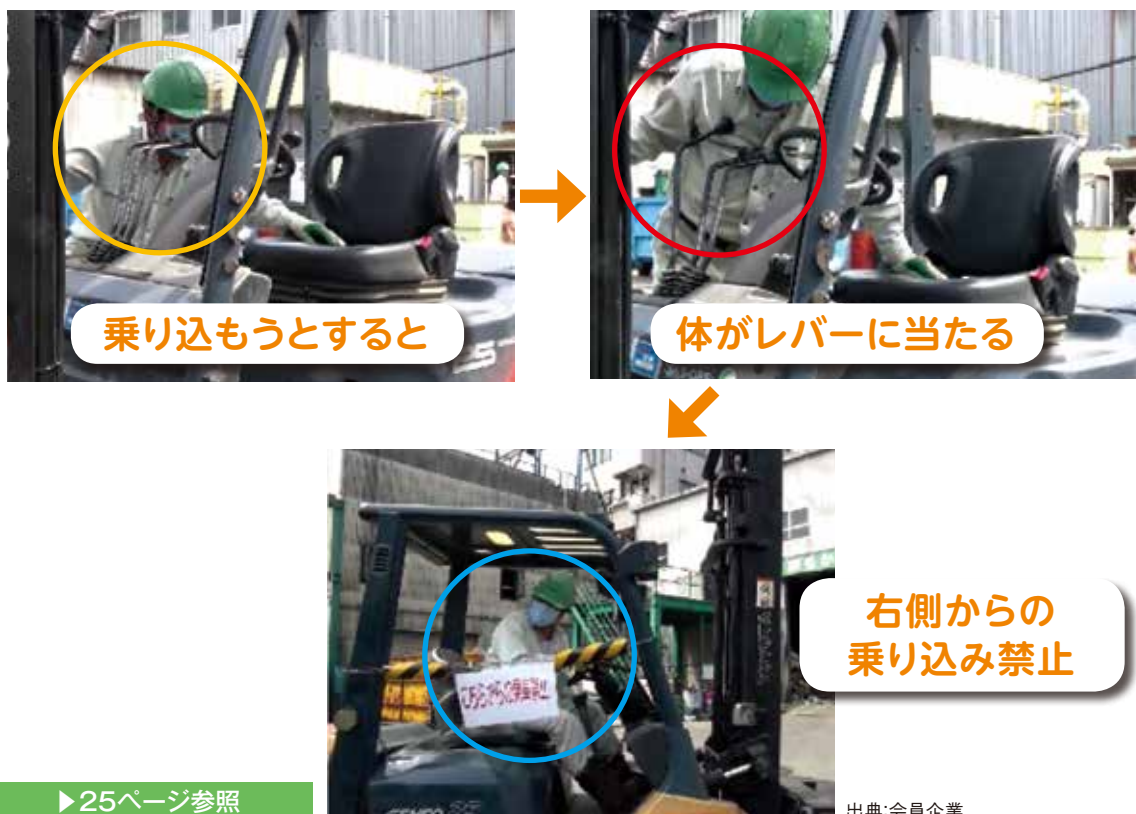
車輪の前後に車輪止めを行っている事例です。
両方にロープを取り付けて、外し忘れを防止しています。



出典:会員企業

災害防止対策の事例⑭

フォークリフトは運転席の右側にレバーがあります。運転の途中で、一瞬の乗り降りを行ったための誤作動を防止しています。



▶ 25ページ参照

出典:会員企業

事例7 車両から離れる時は逸走防止を!

H社は収集運搬業務で塵芥車を使用していました。

自社の処理施設内に駐車していた時、労働基準監督署の立入検査がありました。運転者はエンジンをかけたまま運転席から離れて、事務所で打合せを行っていました。

監督官から、

- ①機械による危険(労働安全衛生法 第20条)
- ②運転位置から離れる場合の措置(労働安全衛生規則第151条の11)違反として、文書の交付を受けました。

▶6、16~17、25ページ参照

【こんな事例もあった!】

災害事例: I社では、収集作業を労働者2名に行わせていました。塵芥車の運転者Xは、運転席を離れたにもかかわらず、塵芥車の原動機(エンジン)を止めることなく、かつ、逸走を防止するための必要な措置を講じなかったため、エンジンがかかったまま急後進した塵芥車の後ろで作業していた同僚の作業者Yが、塵芥車とコンクリート円柱の間に頭部が挟まれて、被災しました。

違反事項:

- I社 労働安全衛生法第20条第1号
労働安全衛生規則第151条の11第1項第2号(16ページ参照)
労働安全衛生法第119条第1号(罰条:6月以下の懲役又は50万円以下の罰金)
労働安全衛生法第122条(両罰規定)
- 運転者X 労働安全衛生法第20条第1号
労働安全衛生規則第151条の11第1項第2号(16ページ参照)
労働安全衛生法第↓19条第1号(罰条:6月以下の懲役又は50万円以下の罰金)



禁固以上の刑が確定すると、処理業の許可が取り消されます。